

## 小型無人機（通称ドローン）の飛行規制について

### 1 根拠規定（三重県条例）

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

#### ※国の法律

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（以下「法律」という）

### 2 規制の目的

この条例は、伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的として施行しました。

### 3 規制の対象

(1) 小型無人機を飛行させている者、飛行させようとしている者

(2) 小型無人機

※飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

### 4 規制期間

平成 28 年 3 月 27 日から同年 5 月 28 日までの間

### 5 規制場所

(1) 志摩市賢島内の円山公園内の四等三角点を中心として 1,500m の半径を有する円内の地域（海域を含む。）

(2) 知事の指定する対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲 300m の地域

外務省、警察庁等と調整し、平成 28 年 5 月 21 日、条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、内宮（皇大神宮）、国際メディアセンター（三重県営サンプアリーナ）の 2 箇所を指定しました。

なお、法律では、県内 4 箇所（志摩観光ホテル、宝生苑、内宮、志摩スペイン村第 3 駐車場）のほか、愛知県内の中部国際空港、広島県内の平和記念公園が指定されました。

## 6 規制方法

### (1) 許可制

飛行させようとする日の 40 日前までの申請が必要でありましたが、申請はありませんでした。

### (2) 即時強制

## 7 罰則

無許可で小型無人機を飛行させた場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

## 8 国の法律との主な相違点等

### (1) 規制対象

国の法律では、人が飛行することができる「特定航空用機器」も規制対象

### (2) 規制場所

国の法律では、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300m の地域が、当該施設に係る対象施設周辺地域として規制対象

### (3) 規制方法

国の法律は届出制（飛行させようとする日の 48 時間前までの届出が必要）

## 9 周知への取組

三重県公報、ホームページ及び自治体広報誌への掲載、住民懇話会での説明、広報イベントでのチラシ配布や自治会回覧板の活用、公共施設や大型スーパー等へのチラシ掲出等、あらゆる機会・手段を活用した周知に努めました。

## 10 法律、条例の適用実績

規制後に法律や条例が適用され、警告・検挙された事例はありませんでした。